

令和6年4月1日

(公財)日本バレーボール協会公認
ソフトバレーボール・アクティブリーダー養成講習会
開催に関する確認事項について

日本ソフトバレーボール連盟
指導普及委員会

- 1 1日開催～プランBの場合、集合講習の前に、指導実習を済ませることは認めない。なお、指導実習は、集合講習と同年度の12月末までに終了し、「受講生名簿」「実施報告書」「決算書」を1月末までに、本事業担当者へ送付すること。
- 2 他の都道府県から、1日開催の講習会に参加した場合、指導実習を自分の都道府県でなく、出席した都道府県で実習することは認める。ただし、主催都道府県理事長は、その旨を受講生の所属する都道府県理事長に連絡すること。
- 3 受講者名簿の作成・認定番号付け方（別紙：リーダー認定番号付番方法）について、他の都道府県の参加者があった場合、次のことに注意すること。ただし、2都道府県以上の共同開催の場合は、これに該当しない。（通常どおり、自都道府県の番号を使用する）
 - ※ 自分の都道府県の受講者の後ろに、他の都道府県ごとまとめて記載する。その際の認定番号の付け方は、受講した都道府県の番号を付与する。
 - 【大阪府で開催の講習会に、他の都道府県から参加した場合、大阪府の番号 F3 2024-0000（累積4桁）が付与される。】**都道府県記号、累積4桁のスタート番号については上段掲載の「2024年度 アクティブリーダー養成講習会のアクティブリーダー認定番号について」を参照してください。
- 4 開催数・参加者人数について
 - 講習会当日受講生30人以上になるよう努めること。**近隣の都道府県にも参加を呼び掛け、受講生の確保に努力する。
 - ※ 努力しても30人に達しない場合は本事業担当者に連絡し、相談すること。
- 5 原則、マスター・リーダー養成講習会・資格更新研修会の日（例年、6月最終土日）は、養成講習会を開催しないこと。
- 6 アクティブリーダーの認定番号については、各都道府県連盟で責任をもって管理すること。